

令和 6 年 5 月 17 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01225

研究課題名（和文）内部統制報告書制度の有効性の分析と他法人への応用可能性に関する研究

研究課題名（英文）Analysis of the Introduction of Internal Control Reporting with Regard to Both Incorporated Associations and Foundations and to Local Government

研究代表者

長畑 周史（Nagahata, Shushi）

横浜市立大学・国際商学部・准教授

研究者番号：30515078

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、内部統制報告書制度の形骸化と不正発生企業の監査報酬の関係を実証的に明らかにした。本研究成果は、現在公表準備を行っている。

さらに、上述の研究過程で不正を行った企業を特定する必要があることから、内部統制報告書をEDINETからの自動取得して（5年より古いものはeolより取得したものを読み込ませる形で）有効でないと表明された企業を自動判別するプログラムを開発し、第4回内部監査学術研究発表大会にて発表した。プログラムはすでに無償公開しており、研究成果は公益財団法人内部監査研究所の「内部監査」7号に掲載予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、研究代表者が法学研究者であり、内部統制の問題について、データサイエンスを専門とする研究分担者と共同研究を行った点にある。

具体的な研究成果としては、（1）内部統制報告書制度が導入されて10年が経過し形骸化が指摘されるところ、不正を行った企業について内部統制構築と維持に關係する監査報酬に注目し実証的な分析を行った点にある。さらに、その分析を行う過程で、これまで手動で行われていた（2）不正企業の判別を自動化するプログラムを開発して公開した点になる。（2）の研究成果については、社会科学の後続研究者の労力を軽減できるものと見込まれる。

研究成果の概要（英文）：This research focuses the empirical relationship between the internal control report system and audit fees which lead to corruption for fraudulent companies. This research is currently in preparation for publication.

Furthermore, we invented the program that automatically maintain the internal control reports from EDINET (A EOL database that holds historical documents that are 5 years or older, but its need to prepare manually) and automatically recognize companies which have failed to establish internal control in their reports. This research output publicized in the presentation of Japan Internal Audit Research Foundation 4th meeting and will be published in the Internal Auditing NO.7 journal.

研究分野：法学

キーワード：内部統制 内部統制報告書 監査報酬 自動判別プログラム

1. 研究開始当初の背景

内部統制に関する規定は、組織の不正行為の防止を目的として、平成 14 年商法改正において委員会等設置会社に始めて導入された。その後、表 1 に示す通り、内部統制に関する制度は、その範囲を拡張しつつ、株式会社以外の法人にも取り入れられている。

導入年度	根拠となる法令	導入対象	要求事項
平成 14 年	商法（商法特例法）	委員会等設置会社	取締役会による内部統制に関する決定
平成 17 年	会社法	監査役設置会社 （大会社）	取締役又は取締役会による内部統制に関する決定
平成 18 年	金融商品取引法	上場会社	内部統制報告書の提出を義務化
平成 18 年	一般法人法	社団法人、財団法人 （大規模）	理事又は理事会による内部統制に関する決定
平成 29 年	地方自治法	地方自治体	内部統制の構築を求める規定の導入

表 1：わが国における内部統制に関する制度の展開

以上のような状況の中で、現在、当該会社の属する企業集団及び当該会社の財務情報その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した「内部統制報告書」の提出が義務付けられているのは、金融商品取引法の適用のある上場会社のみである。これは、非上場・中小規模の会社では、株主の分散化の程度が大きくないことや内部統制報告書を作成するための監査に費やす人的・物的資源に限界があることへの配慮からだと考えられる。一方で非営利法人においては、法人の規模に関わらず内部統制報告書制度は強制されていない。また、地方自治体については、内部統制構築についての明文規定の対象は、都道府県知事および指定都市のみであり、その内容も財務に関する事務等の体制整備をその長に要求するに過ぎず、同様に内部統制報告書制度は存在しない。

しかし、金商法が上場会社に内部統制報告書の作成義務を課す理由は、ステークホルダーである一般投資者に投資判断の前提となる財務情報の正確性を担保することである。したがって、社団法人における社員や地方自治体における住民といった直接的なステークホルダーが存在する組織には内部統制報告書制度の適用は必要であるように思われる。実際、これらの非営利法人や地方自治体にも関係者による財産の横領や杜撰な管理に起因する不祥事が多発していることから、大規模な団体については、不正防止を強化するためにも同制度は導入されるべきであろう。

しかしながら、内部統制報告書制度導入の有効性については客観的な指標で実証分析された報告がなく、そのため、上場企業以外の組織への導入の重要性が十分に議論されていないという問題がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、会社法と数理統計の専門家との共同研究により、内部統制報告書制度の有効性と、不正の兆候となる指標を客観的に明らかにすることである。

先行研究として、制度の導入前後の企業業績を比較するといった会計学的な現状分析は存在していたが、制度の効果の根拠としては十分とは言えない他、他法人への制度導入について検討された先行研究は存在しない。この点、本研究では、明らかになった分析結果から制度の改善点や、非営利法人への導入可能性について検討する点に優位性がある。

また先述した既存の分析手法は当時の市況など内部統制報告書制度以外の影響が反映されるため、内部統制報告書制度の影響であるかは疑わしかった。しかし本研究では、統計解析手法や機械学習による分析を用いる。これにより、有効性の分析においてはこれらの影響を排除できる利点がある他、財務情報との関連で、不正とは一見無関係に思える指標が発見できる可能性があり、内部統制の構築をより高度化して不正防止の確率を高めることに寄与できる。

3. 研究の方法

- 課題 内部統制報告書制度の有効性の評価
- 課題 内部統制報告書制度強化のために特に注意すべき不正の兆候となる指標の検証
- 課題 大規模な非営利法人と地方自治体への導入の必要性和導入に当たっての課題の検討

4. 研究成果

まず課題 についてであるが、先行研究では制度導入後に、資本に対する会社収益が増加するかどうかといった制度導入に対する積極的な影響（いわゆる、攻めのガバナンス）を実証するものであった。しかし、法学的観点から研究をする長畑には、内部統制制度の導入契機とな

るのは大きな企業不祥事が発生した時であり、その時要請されているのは、いかに企業不祥事を未然に防止するかといった消極的な影響（いわゆる、守りのガバナンス）であることから、大きな違和感を抱いていた。このため、消極的な影響について明らかにしたいと考えたが、そもそも、消極的な効果は、例えば、内部統制が適切に設置された結果として、不正が未然に防止されれば、有価証券報告書や内部統制報告書といった書類や数値に現れることはなく、その効果の実証は困難であるとの結論に至った。また、その過程で、横浜市立大学データサイエンス学部と帝国データバンク社との連携協定を研究分担者である小泉（当時、横浜市立大学データサイエンス学部准教授）からの紹介により締結したことで、企業概要データベース COSMOS2（企業概要ファイル：147 万社）および、企業財務データベース COSMOS1（企業単独財務ファイル：95 万社・760 万期）を利用可能とし、課題 および への活用を期待していた。しかし、同データベースは有価証券報告書の提出義務のない中小企業の企業情報に強みがあるもので、今回の研究にそのまま利用することが難しいことが分かり、次の研究課題に利用することとなった。

以上のような経緯から、本研究は、制度自体の効果検証から、内部統制報告書制度が制度開始から 10 年が経過し形骸化しているとの指摘に注目して研究することにした。表 2 に示した通り、内部統制報告書制度は上場企業を対象に 2009 年に導入されているが、提出企業への負担が重いなどの理由から、負担軽減措置が追加されていった。さらに、内部統制を構築後に大きな組織体制の変化がない場合には、見直しがされないことから制度の形骸化が問題されるようになっていた。

2009 年	内部統制報告書提出開始
2011 年	評価作業の隔年実施、効率的な評価方法等の導入（問題がない部分は昨年と同じ評価手法を認める、対象の絞り込み）、「重要な欠陥」「重要な不備」に用語変更
2014 年	上場後 3 年間は内部統制監査の免除を選択可能とする
2019 年	内部統制監査報告書の特記事項等の変更

表 2：内部統制報告書制度の変遷

さらに について、企業不正の原因として、内部統制の形骸化が発生している場合には、監査費用との因果関係が強いと考えられることから（内部統制の構築を軽視している企業は監査報酬を低廉に抑えている可能性がある）、内部統制の構築に失敗して何らかの不正を発生させた企業と監査報酬の関係を実証的に明らかにする方向に修正した。その研究の結果、内部統制報告書で内部統制が有効でないとされる企業については、不正発覚前の監査報酬が低いという相関があることが明らかとなった。本研究成果は、現在公表準備を行っている。

さらに、上述の研究過程で不正を行った企業を特定する必要があったことから、文書判定の技術を応用して、内部統制報告書 EDINET からの自動取得および eol より取得した文章から自動判別するプログラムを開発し、第 4 回内部監査学術研究発表大会にて発表した。プログラムはすでに無償公開しており、研究成果は公益財団法人内部監査研究所の「内部監査」7 号に掲載予定である。また、本研究の最終的成果となる不正企業と監査報酬の関係についての研究成果は、ディスカッションペーパーで公表した後に、論文投稿を準備中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 長畑周史、小泉和之、根本大地
2. 発表標題 内部統制報告書の自動取得および有効でないとして評価されたものの自動判別プログラムの開発 –不正発生企業における監査報酬の分析のための足掛かりとして–
3. 学会等名 公益財団法人 日本内部監査研究所 第4回内部監査学術研究発表大会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p><開発したプログラム> 「内部統制報告書の自動取得および有効でないとして評価されたものの自動判別プログラム」 https://doi.org/10.15015/0002000320</p> <p><掲載予定論文> 長畑周史 = 小泉和之 = 根本大地 = 飯塚大智 「内部統制報告書の自動取得および有効でないとして評価されたものの自動判別プログラムの開発 –不正発生企業における監査報酬の分析のための足掛かりとして–」内部監査7号</p> <p><研究会発表> 長畑周史 = 小泉和之 = 根本大地 「内部統制報告書制度の形骸化の検討（2）–主に内部統制報告書の有効性と監査報酬の観点から–」2023年9月30日東北大学商法研究会 長畑周史 = 小泉和之 = 飯塚大智 「内部統制報告書制度の形骸化の検討」2022年3月26日東北大学商法研究会</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小泉 和之 (Koizumi Kazuyuki) (70548148)	順天堂大学・健康データサイエンス学部・准教授 (32620)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------